

# 建築工事届 記載要領

第四十号様式（第八条関係）（A 4）

建築基準法第15条第1項の規定による

床面積の合計が10㎡を超える  
場合に提出します。

建築工事届

（第一面）

平成 年 月 日

知事 様

建築主

氏名  
郵便番号  
住所  
電話番号

氏名の記載を自署で行う場合は、  
押印を省略することができます。

㊟

工事施工者（設計者又は代理者）

氏名  
営業所名（建築士事務所名）  
郵便番号  
所在地  
電話番号

工事監理者

氏名  
営業所名（建築士事務所名）  
郵便番号  
所在地  
電話番号

建築確認

確認済証番号  
確認済証交付年月日  
確認済証交付者

第 号  
平成 年 月 日

確認機関にて記入します  
（記載不要）

除却工事施工者

氏名  
営業所名  
郵便番号  
所在地  
電話番号

既存の建築物を除却し、引き続き、  
当該敷地内において建築物を建築  
しようとする場合に記入します。

㊟

※受付経由機関記載欄



第二面【5. 主要用途】が「(1)居住専用」-[01居住専用住宅, 02居住専用附属建築物]又は「(2)居住産業併用」の場合に記載します。

(第三面)

【1. 住宅部分の概要】

【イ. 番号】

【ロ. 新設とその他の別】 新設 ((1)新築 (2)増築 (3)改築)  
その他( (2)増築 (3)改築)

「新設」 : 家計を営む者が独立して居住できる住宅が新たに造られるもの。  
「その他」 : 新設に該当しないもの。

【ハ. 資金】 (1)民間資金 (2)公営 (3)独立行政法人住宅金融支援機構  
(4)独立行政法人都市再生機構 (5)その他

【1. ロ新設その他の別】が【新設】の場合に記入します  
国、地方公共団体、(独)住宅金融支援機構等の公的機関による資金の有無を記入します。  
1. 民間資金(自己資金を含む)のみによる場合 →(1)民間資金  
2. 公的機関の資金が含まれる場合(額の大小問わず) →(2)公営(住宅)  
↳(3)(独)住宅金融支援機構  
↳(4)(独)都市再生機構  
↳(5)その他[(2)~(4)以外]

【ニ. 建築工法】 (1)在来工法 (2)プレハブ工法 (3)枠組壁工法

「在来工法」 : プレハブ工法・枠組壁工法以外の工法  
「プレハブ工法」 : 住宅の壁、柱、床、はり、屋根又は階段等の主要構造部材を工場で生産し、現場で組立建築する工法  
「枠組壁工法」 : 木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法(ツーバイフォー工法)

【ホ. 種類】 (1)専用住宅 ((1)一戸建住宅 (2)長屋建住宅 (3)共同住宅)  
(2)併用住宅 ((1)一戸建住宅 (2)長屋建住宅 (3)共同住宅)  
(3)その他の住宅 ((1)一戸建住宅 (2)長屋建住宅 (3)共同住宅)

「専用住宅」 : 専ら居住の目的だけのもの  
「併用住宅」 : 住戸の中に店舗、事務所等の用に供する部分があるもの  
「その他の住宅」 : 店舗、事務所等の中に居住の用に供する部分があるもの  
※判断基準 居住部分の床面積が延べ面積の 1/5以上 →「併用住宅」  
1/5未満 →「その他の住宅」

【ヘ. 利用関係】 ((1)持家 )((2)貸家 )((3)給与住宅 )((4)分譲住宅 )

【ト. 戸数】 ( 戸)( 戸)( 戸)( 戸)

【チ. 工事部分の床面積の合計】 ( m<sup>2</sup>)( m<sup>2</sup>)( m<sup>2</sup>)( m<sup>2</sup>)

【ヘ. 利用関係】【ト. 戸数】【チ. 床面積の合計】  
→住宅の利用関係が複数ある場合は、利用関係の種類ごとに記入します。  
→建築主が「(4)会社」の場合は、「持家」を取得できないので利用形態を確認してください。

除却を伴う場合に記入します。

二面【4. 工事種別】が改築の場合は必ず記入します。

(第四面)

【1. 主要用途】 (1)居住専用建築物 ( )  
(2)居住産業併用建築物 ( )  
(3)産業専用建築物 ( )  
【2. 除却要因】 (1)老朽して危険があるため (2)その他  
【3. 構造種別】 (1)木造 (2)その他  
【4. 建築物の数】  
【5. 住宅の戸数】 戸  
【6. 住宅の利用関係】 (1)持家 (2)貸家 (3)給与住宅  
【7. 建築物の床面積の合計】 m<sup>2</sup>  
【8. 建築物の評価額】 千円

2.~7.の記入漏れ、除却がないにもかかわらず、建築物又は住宅の戸数に記入されている場合があるので、確認してください。

**別表1 第二面【5. 主要用途】(1)居住専用 の場合の用途記号**

主要用途の区分		記号
居住専用住宅（附属建築物を除く。）		01
居住専用住宅附属建築物（物置，車庫等）		02
寮，寄宿舎，合宿所（附属建築物を除く。）		03
寮，寄宿舎，合宿所附属建築物（物置，車庫等）		04
他に分類されない居住専用建築物		05

**別表2 第二面【5. 主要用途】(2)居住産業併用，(3)産業専用 の場合の用途記号**

主要用途の区分		記号	
農林水産業	農業，林業，漁業，水産養殖業	11	
鉱業，採石業，砂利採取業，建設業	鉱業，採石業，砂利採取業	12	
	建設業	13	
製造業	食料品製造業，飲料・たばこ・飼料製造業，繊維工業，木材・木製品製造業，家具・装備品製造業，パルプ・紙・紙加工品製造業，印刷・同関連業，プラスチック製品製造業（記号15から記号18までに該当するものを除く。），窯業・土石製品製造業	14	
	化学工業，石油製品・石炭製品製造業	15	
	鉄鋼業，非鉄金属製造業，金属製品製造業	16	
	はん用機械器具製造業，生産用機械器具製造業，業務用機械器具製造業，電子部品・デバイス・電子回路製造業，電気機械器具製造業，情報通信機械器具製造業，輸送用機械器具製造業	17	
	ゴム製品製造業，なめし革・同製品・毛皮製造業，その他の製造業	18	
	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	19
		ガス業	20
熱供給業		21	
水道業		22	
情報通信業	通信業	23	
	放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業	24	
	映像・音声・文字情報製作業（新聞業及び出版業を除く。）	25	
	映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業に限る。）	26	
運輸業	鉄道業，道路旅客運送業，道路貨物運送業，水運業，航空運輸業，倉庫業，運輸に附帯するサービス業	27	
卸売業，小売業	卸売業，小売業	28	
金融業，保険業	金融業，保険業	29	
不動産業	不動産取引業，不動産賃貸業・管理業（駐車場業を除く。）	30	
	不動産賃貸業・管理業（駐車場業に限る。）	31	
宿泊業，飲食サービス業	宿泊業	32	
	飲食店，持ち帰り・配達飲食サービス業	33	
教育，学習支援業	学校教育	34	
	その他の教育及び学習支援業（社会教育に限る。）	35	
	その他の教育及び学習支援業（学習塾及び教養・技能教授業に限る。）	36	
	その他の教育及び学習支援業（記号35及び記号36に該当するものを除く。）	37	
医療，福祉	医療業，保健衛生	38	
	社会保険・社会福祉・介護事業	39	
その他のサービス業	郵便業（信書便事業を含む。），郵便局	40	
	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体	41	
	その他の生活関連サービス業（旅行業に限る。）	42	
	娯楽業	43	
	宗教	44	
	物品賃貸業，専門サービス業，広告業，技術サービス業，洗濯・理容・美容・浴場業，その他の生活関連サービス業（旅行業を除く。），協同組合，サービス業（他に分類されないもの）（記号41及び記号44に該当するものを除く。）	45	
	国家公務，地方公務	国家公務，地方公務	46
他に分類されないもの	他に分類されないもの	99	